

検討会の検討状況 (平成15年12月4日現在)

司法制度改革推進本部事務局

名 称	これまでの検討状況	今後の予定
知的財産訴訟検討会	<p>1 検討経過 これまで13回の検討会を開催し、知的財産訴訟制度に関する問題点について、産業界及び関係機関等からのヒアリング、知的財産訴訟外国法制研究会の報告並びに意見募集及びその結果の報告を行い、知的財産関連訴訟の更なる充実・迅速化に向けて、各論について3巡目の検討を行ったところである。</p> <p>2 検討内容 侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討、知的財産高等裁判所の検討、専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度に関する検討及び侵害行為の立証の容易化のための方策の検討について、3巡目の検討が行われた。</p>	<p>知的財産高等裁判所の創設に関し、学者からのヒアリングを行い、その後、すべての検討課題について、改正の方向性につき議論の集約を図る予定である。</p>
労働検討会	<p>1 検討経過 これまで30回の会議を開催し、労働関係紛争処理制度の現状、問題点等に関する関係機関等からのヒアリング、検討すべき論点項目の中間的な整理を行った後、導入すべき労働調停の在り方、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方の各論点についての検討を行った。</p> <p>その上で、本年8月に「労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ」が取りまとめられ、11月には、労働審判制度(仮称)の制度設計の骨子について合意がなされた。</p> <p>現在、労働審判制度(仮称)の制度設計、労働委員会の救済命令の司法審査における新証拠の提出制限について検討を行っている</p>	<p>労働審判制度(仮称)の制度設計の骨子を踏まえつつ、引き続き、労働審判制度(仮称)の具体的な制度設計等についての検討を進めていく予定である。</p>

	<p>ころである。</p> <p>2 検討内容 制度設計の骨子として、手続の進行、解決案の効力、訴訟手続との連携に関して確認された。</p>	
司法アクセス検討会	<p>1 検討経過 これまで 21 回の会議を開催し、訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の機能の拡充、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い、司法ネット等について議論を行った。 平成 15 年 3 月 27 日から 6 月 30 日まで、司法ネットの整備について意見募集を実施し、7 月 29 日から 9 月 1 日まで、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて意見募集を実施した。 司法ネットの整備については、平成 15 年 12 月 1 日から平成 16 年 1 月 9 日まで、再度意見募集を実施している。</p> <p>2 検討内容 訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の事物管轄拡大について、見直しに関する方向性が示された。</p>	<p>司法ネット、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて検討を進める予定である。</p>
A D R 検討会	<p>1 検討経過 これまで 26 回の会議を開催し、A D R 機関やユーザー、専門家等からのヒアリング、民間 A D R に対するアンケート調査結果の報告等を交えつつ、A D R の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みに関わると考えられる論点について検討等を行っているところである。 この間、本年 7 月 29 日から 9 月 1 日において、それまでの検討状況を踏まえ、総合的な A D R の制度基盤の整備について今後更に検討を深めるべき論点を整理し、意見募集を実施した。 また、第 26 回からは、検討会としての議論の整理を行っているところである。</p> <p>2 検討内容 A D R に関する基本理念、法的効果（時効中断効・執行力）の付与、裁判手続との連携（調停前置主義の例外、訴訟手続の中止）、専門家の活用等についての検討等を行っているところである。</p>	<p>意見募集の結果も踏まえつつ、引き続き A D R に関する基本的な法制の整備についての検討を深めていく予定である。</p>

<p>仲裁検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで 13 回の会議を開催し、仲裁法制全般にわたり、論点の検討、「仲裁法制に関する中間とりまとめ」の作成、意見募集及びその結果の報告、消費者仲裁合意及び個別労働関係紛争に関する特則についてのヒアリング等を行った。</p> <p>2 検討内容 仲裁法案概要（案）が了承された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。</p>
<p>行政訴訟検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで 26 回の会議を開催し、有識者等のヒアリング、外国事情調査、行政官庁等からのヒアリングと意見募集を行いつつ、論点の検討を行った。また、第 24 回検討会では、行政訴訟制度の見直しのための考え方と問題点の整理を「たたき台」に基づいて行い、この整理を踏まえた検討を進めている。</p> <p>2 検討内容 処分の理由を明らかにする資料の提出、被告適格者の見直し、抗告訴訟の管轄裁判所の拡大、出訴期間の延長、出訴期間等の教示（情報提供）についてひとつおりの検討を終え、取消訴訟の原告適格の拡大、義務付け訴訟の法定、差止訴訟の法定、確認訴訟による救済の可能性、執行停止の要件等の仮の救済の制度の整備等について、さらに具体的な検討を進めることとなった。</p>	<p>「たたき台」においてさらに詰めるべきとされた重要な論点を中心に、意見の集約に向けた検討を行う予定である。</p>
<p>裁判員制度・刑事検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで 29 回の会議を開催した。昨年未だに、新たな制度の大きな骨組みに関わると思われる論点についての検討を行い、その結果を踏まえて、本年より、事務局が作成した議論のためのたたき台を素材としたより細かな論点も含めた検討を行った。第 28 回の検討会（10 月 28 日開催）から、座長から示された、現段階において考えられる制度の概要の一例（座長ペーパー）に基づく検討を行っている。</p> <p>また、昨年、主要論点に関するヒアリング及び意見募集を実施し、本年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで、裁判員制度及び検察審査会制度</p>	<p>引き続き、公訴提起の在り方及び刑事裁判の充実・迅速化に関し、座長ペーパーに基づく検討を行う予定である。</p>

	<p>に、本年8月1日から9月1日まで、刑 事裁判の充実・迅速化を促進し、それ を踏まえた意見募集を募集し、さら に座長ペーパーが示されたこととし て、1月18日から2月17日まで の間に、裁判員制度、刑事裁判の充 実・迅速化及び検察審査会制度に 関する意見募集を行っている。</p> <p>2 検討内容 刑事訴訟手続への新たな参加制度の 導入に関し、座長ペーパーに基づく 検討を終えた状況である。</p>	
<p>公的弁護制度検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで12回の会議を開催し、被 疑者に對する公的弁護制度の対 象事件、公的弁護の制 度下の弁護士確保方策、公的 弁護制度下の弁護士の選任要件、 公的付添の在り方、公的弁護制 度の運営主体、公的付添の 人制等に関する主要論点につ いて検討を行い、また、 関係機関等からヒアリングを行 うとともに、平成15年1月10 日から3月20日まで）を 実施した。その後、各 テーマごとに具体的 制度設計に向けた議論の たたき台を示して検討 を行い、また、弁護士の 物理的対応能力等につ いて地方調査を行った 後、更に意見の分 かれた論点及び新たに 検討を行うとされた 論点等について検討 を行った。</p> <p>2 検討内容 新制度の大きな骨 組みに関わると考 えられざる論点 についてひと とおりの議論 を終え、さら にたたき台を 素材とした二 巡目の議論 及び意見の 分かれた論 点等につ いての議論 を終 えた 状 況 で あ る。</p>	<p>これまでの議論を踏まえた新たな制度の骨 格案のようなものを示して検討を行う予定 である。</p>
<p>国際化検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで16回の会議を開催し、 弁護士と外国法事務弁護士の 提携・協働の推進、法整備 支援の推進等について検討 を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士と外国法事務弁護士の 提携・協働の推進につ いて検討会の議論の方向 性が示された。 また、法整備支援の推 進等について、議論 の整理が行われた。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催す る予定である。</p>

<p>法曹養成検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで19回の会議を開催し、法科大学院・司法試験・第三者評価（適格認定）の在り方及び司法修習に関する検討を行った。</p> <p>2 検討内容 法科大学院の第三者評価（適格認定）・司法試験の在り方について意見の整理を行った上で、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について、それぞれ骨子を取りまとめた（平成14年11月29日成立）。</p> <p>また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案について立案の基本方針を確認した（平成15年4月25日成立）。</p>	<p>司法修習生の給費制の在り方等について、引き続き検討する予定である。</p>
<p>法曹制度検討会</p>	<p>1 検討経過 これまで23回の会議を開催し、弁護士法改正問題、民事調停・家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正の方向性、裁判官制度問題等の検討を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士の活動領域の拡大等を内容とする弁護士法の一部改正及びいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正は、いずれも司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律として平成15年7月18日成立した。</p> <p>一定範囲の法律学の大学教授、助教授又は内閣法制局参事官等の職にあった者に対する弁護士資格の特例制度の見直し及び判事補及び検事が一定期間弁護士の職務を経験する制度の創設につき、方向性を了承した。</p> <p>この他、弁護士報酬の透明化・合理化等について、日弁連の検討状況を踏まえて検討し、その方向性を了承した。また、裁判官の任命手続・人事制度の見直し等について、最高裁の検討状況を踏まえて検討し、これを了承した。</p>	<p>引き続き、営業等に従事する際の弁護士の行為規範等について検討する予定である。</p>